

百里

百里平和委員会

第188号 2023年11月13日

HP: [百里基地反対運動](#)で検索

水戸市見川 5-127-281 Tel. 029-251-2806



「百栗基地反対運動」HPのQRコードです。スマホでご覧いただけます。

ガザ戦争はイスラエルによる220万人のジェノサイドと言える状況である。私たちにできることは。

伊藤千尋さんからのメッセージ

初めて基地の中に平和の碑ができます

今、ウクライナ、パレスチナと世界は戦火にまみれています。1928年のパリ不戦条約以来の約百年、人類は戦争の一方で、反戦の道も歩んできました。紛争を理性で解決するのか力で決着をつけるのか人間性が問われる中、日本政府は愚かにも軍拡に走ろうとしています。これを止め平和への道を築くことこそ、私たち市民のなすべきことです。

今、全国で憲法9条の碑の設立が急速に進んでいます。この秋だけで3カ所に完成し、全国で32基となりました。9条の記念碑は過去の記録でなく未来の建設を目指し、9条を知らしめ平和な世界を築く私たちの崇高な意志を示すものです。百里に完成すれば初めて基地の中に平和の碑ができます。意義は大きい。期待します。



いとう・ちひろ
国際ジャーナリスト
元朝日新聞記者
著書:『非戦の誓い「憲法9条の碑」を歩く』他

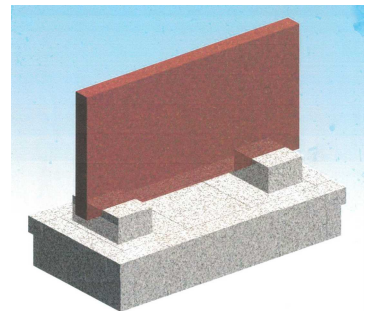
来年2月11日の竣工を目指し、賛同を募ります

2年前に伊藤千尋さんの呼びかけをきっかけに9条の碑の平和公園への建立の話が持ち上がり、コロナ禍などの紆余曲折を経て、ついに建立計画がスタートしました。百里の名を冠する百里基地反対同盟、百里弁護団、百里平和委員会、一般社団法人「百里の会」と平和公園に石碑と道場を建てている日本山妙法寺の5団体が呼びかけて、10月に実行委員会が結成されました。実行委員会には、百里基地反対連絡協議会の構成団体をはじめとして現在17団体が加盟しています(現在も加盟要請中)。また広く賛同・協力団体も依頼しているところです。委員長は谷萩陽一さん(百里弁護団)、副委員長は梅澤優さん(百里基地反対同盟、百里平和委員会会長)、事務局長は栗又衛さんとなっています。

200万円必要です

石碑の表には、憲法前文と9条、裏には碑文を刻む予定です。建立費用は、業者から概算で200万円と提示されています。来年の初午まつりまでの竣工を目指して、賛同金の募集を進めていきます。1人1口1000円とすれば、2000人の賛同が必要ですので、なかなか大変な道のりになりますが、11月から1月までに、みなさんの協力を仰ぎたいと考えています。県平和委員会の新聞意見広告と重なりますので、みなさんも大変かと思いますがどうぞ賛同をお願い致します。

1000円以上の賛同金をお願いします



新聞意見広告

賛同のお願い

毎年茨城県平和委員会が行っている新聞意見広告ですが、今年も12月8日に朝日新聞に掲載する予定です。テーマは「自衛隊への個人情報提供NO!」です。賛同をお願いします。

申込には同封の振込用紙をお使い下さい。

今年の草刈りは 終了！

心地よい秋風が吹く、10月21日(土)、参加者7人で平和公園の草刈りを行いました。猛暑のせいか、雑草(という植物はない! そうですが)も元気がなく、案外スムーズに平和公園(3カ所の区域)全体を綺麗にすることができました。やはり、中古とはいえ、自走式の草刈り機と芝刈り機の力はおおきいものです。そこでもう1台、中古の草刈り機を購入することになりました。もちろん、手持ちの刈り払い機も草刈りに欠かすことは出来ません。

さて、次回ですが、草刈りは来春まで必要なくなりました。しかし、今夏の猛暑で、樹木はグングン成長しています。なかにはフェンスを越えてしまった枝も見受けられますので、樹木の伐採・剪定を行います。参加をよろしく願います。

平和公園 作業
11月25日(土)

9時30分集合です。平和公園の樹木の伐採作業を行います。



会費納入をお願いします

2023年度前期(6月から11月)までの会費の納入になります。

百里基地が「特別注視区域」の指定候補に●●●

政府は9月11日、土地利用規制法に基づく第3次の「注視区域」「特別注視区域」候補として25都道府県の180カ所を新たに提示しました。すでに第1次(5都道県58カ所・2月1日施行)と第2次(10都県161カ所・8月15日施行)の指定が行われていますが、茨城県は入っていませんでした。今回、百里基地、武器学校・霞ヶ浦駐屯地・朝日燃料支処・霞ヶ浦高射教育訓練場(土浦市・阿見町)を「特別注視区域」に、航空装備研究所・土浦支所(阿見町)を「注視区域」にすると提示しました。現在、政府は地方自治体に資料を送って、担当者にオンラインで90分の説明を行い、電話やメールで質問を受付、その1カ月後に意見聴取して、指定するという手続きを進めているところです。年内には指定する手はずを整えていることでしょう。

概ね1kmの範囲で区域に指定されると、土地・建物の所有者や賃借人などの情報を集め、利用状況に関する報告も求めることができるとされています。「特別注視区域」では売買などの所有権移転時に報告義務が課せられます。プライバシー権や経済の自由が侵害されます。さらに、曖昧な基準で政府が恣意的に「機能阻害行為」として、中止勧告を出し、従わない場合は刑事罰を科すという問題もあります。百里基地では、この「機能阻害行為」が今後問題になるでしょう。

茨城県平和委員会は、茨城県、土浦市、阿見町、小美玉市に要請書を出しました。

戦闘機の夜間・早朝訓練中止を 自治体要請と抗議集会を行いました

昨年からはまったものですが、百里基地は10月中旬に2回、「夜間帯及び早朝帯」の戦闘機の飛行訓練を強行しました。普段でも8時から20時の間、騒音被害にさらされている基地周辺住民に、さらなる「音の暴力」と「不安・恐怖」を強いるものです。百里基地反対連絡協議会は、10月11日に、茨城県・茨城町・鉾田市・行方市・かすみがうら市・小美玉市に、「夜間・早朝訓練」中止を求める要請を行いました。13日には基地正門前で「夜間・早朝訓練」中止を求める抗議集会を約50人の参加で行いました。

